



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年11月24日(火) 第9854号

目次

ページ

告 示

- 河川区域変更による廃川敷地等(河川課) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民活動支援・広聴課) 2
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 2
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 3
- 都市計画緑地の変更に係る縦覧(同) 3
- 都市計画土地区画整理事業の変更に係る縦覧(同) 3
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同) 3
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 4
- 都市計画道路の変更に係る縦覧(同) 4

病院管理規程

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 5

正 誤

- 令和2年10月23日群馬県告示第276号(畜産課) 6

■ 告 示

◎群馬県告示第309号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川井野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和2年11月24日
- 3 廃川敷地等の位置 高崎市井野町字熊野1318番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 23.00㎡

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年11月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オドリバ
- 3 代表者の氏名 浦恩城純
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市井野町274番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、現在、貧困、孤立等の環境に置かれる方に対して、食料、物資、居場所の提供とともに、他者や社会との繋がりを創出し、自立(各自が周りの人と助け合って生きていける自分自身の状態になること)の支援に関する事業を行い、もって、受け入れ合い、支え合っている社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画用途地域 東平井工業団地第二期地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年11月6日

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画地区計画 東平井工業団地第二期地区
 - 2 都市計画の変更年月日 令和2年11月6日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課
-

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画緑地の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画緑地 東平井緑地
 - 2 都市計画の変更年月日 令和2年11月6日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課
-

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画土地区画整理事業 東平井打越地区
 - 2 都市計画の変更年月日 令和2年11月6日
 - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課
-

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、玉村都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画用途地域 高崎玉村スマートIC北地区、上茂木・南玉地区及び上福島地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年11月6日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、玉村都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画地区計画 高崎玉村スマートIC北地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年11月6日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、玉村都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年11月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画道路 (1) 3・3・4号 滝川通り線 (2) 3・4・8号 与六分上新田線
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年11月6日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和二年十一月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第九号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。
2 令和元年六月一日及び十二月一日並びに令和二年六月一日にそれぞれ在職する群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)第二条第一項に規定する職員に対して支給された同条例第十九条に規定する期末手当(以下「期末手当」という。)は、改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する規程の規定により支給された期末手当とみなす。

■ 正 誤

○告示正誤

令和2年10月23日群馬県告示第276号(家畜伝染病発生報告)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9845号	2	30	6,163頭	5,887頭

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111